

高齢者の生活モデルと各種支援施策の関係

市では、「テーマ1 元気高齢者に対する福祉施策」の対象3事業以外にも、介護保険や兵庫県後期高齢者医療広域連合を通じて事業を行っている後期高齢者医療保険を含め、様々な高齢者施策を実施しています。

しかし、様々な法令に基づく制度を国、県をはじめ複数の機関が連携して実施しており、また、高齢者の身体状況や生活環境等によって、利用する制度やサービスに大きな違いがあることから、その全体像を認識しにくい状況となっています。

本資料は、高齢者施策の検討の参考とするため、身体状況等の異なる以下の3パターンの高齢者の生活モデルにおける各種支援施策の利用例と経済的負担を例示するものです。(各モデルは特定の個人の状況を示しているものではありません。)

モデル	年齢性別	家族構成	要介護度	身体状況等
A	77歳男性	一人暮らし	要支援 1	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞のため左足に軽度の麻痺が残る。 ・日常生活はほぼ自立している。 ・判断力は保たれており社会的には自立している。
B	75歳女性	一人暮らし	要介護 4	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキンソン症状の進行があり、歩行及びベッドからの起き上がりが困難である。 ・膝関節症のため歩行時痛みを伴うことがある。 ・判断力は保たれており、本人はできるだけ自宅でひとり暮らしを続けたいと考えている。
C	79歳男性	妻(78歳)と二人暮らし	要介護 5	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞のため片麻痺と下肢関節に重度の拘縮(皮膚・筋肉などの関節周囲の軟部組織の収縮によって関節の動きが制限された状態)があり、全介助の状態である。 ・判断力は保たれているが、妻も体力が低下しており、本人は、なるべく自宅で過ごしたいが、妻の負担を考慮して施設へ入所することも考えている。

○自己負担額及び市負担額の考え方

1 介護保険の場合

(1) 居宅給付費（訪問介護、通所介護等）の場合（標準的な割合）

自己負担 1割	保険料・公費による負担 9割				
	内訳				
	保険料 50%		公費 50%		
	65歳以上の 方の保険料 21%	40～64歳 方の保険料 29%	市 12.5%	県 12.5%	国 25%

・ 網掛け部分を市負担額（市民が介護保険制度のために直接負担している額）として算出しています。（保険料・公費による負担の62.5%）

(2) 地域支援事業費（包括的支援・任意事業）の場合

保険料・公費による負担 10割			
内訳			
保険料 21%	公費 79%		
65歳以上の 方の 保険料 21%	市 19.75%	県 19.75%	国 39.5%

・ 網掛け部分を市負担額（市民が介護保険制度のために直接負担している額）として算出しています。（事業費全体の40.75%）

2 後期高齢者医療保険の場合

自己負担 1割	保険料・公費による負担 9割			
	内訳			
	75歳以上の 方の 保険料 7.5%	0～74歳 の方の 保険料 (後期高齢者 支援金) 41.5%	市公費 8%	県公費 10%

・ 網掛け部分を市負担額（市民が後期高齢者医療保険制度のために直接負担している額）として算出しています。（保険料・公費による負担の57%）

・ 自己負担の割合については、現役並みの所得のある方は3割となるほか、高齢重度障害者に対する負担軽減制度などがありますが、この資料では標準的な負担割合である1割として算出しています。

モデルA 77歳の男性（要支援1）

- 以前、脳梗塞で倒れ、左足に麻痺が残るなどの障害を有しているが、日常生活はほぼ自立しており、独力で交通機関を利用して外出することもできる。また、判断力は保たれており、社会的にはほぼ自立している。
- 自宅で過ごすことが多いが、毎週水曜日に自宅から少し離れた医療機関に必ず受診しており、毎週木曜日は近くの公衆浴場に通っている。また、囲碁が趣味で、毎週月曜日は近くのふれあいの里に通って囲碁をして1日過ごしている。

1 サービス利用状況

	月	火	水	木	金	土	日
午前	敬老優待 路線バス利用 ふれあいの里 9～16時	安否確認	訪問介護 9～10時 敬老優待 路線バス利用		通所介護 9～16時		
午後	敬老優待 路線バス利用		医療機関受診 敬老優待 路線バス利用	ふれあい入浴 公衆浴場利用		ふれあい会食	

市単独事業

- 敬老優待乗車証事業（敬老優待）
社会参加を促進し、社会的交流を通じて生きがいの向上に役立てるため、70歳以上の市民がバス優待乗車証とタクシー券の交付を受けることができる。
- 高齢者ふれあいの里管理運営事業（ふれあいの里）
健康増進等を図るため、60歳以上の市民がレクリエーションの場として施設を利用することができる。
- 高齢者ふれあい入浴事業（ふれあい入浴）
外出の促進や地域とのふれあいを図るため、65歳以上の市民が、毎週木曜日、市内の公衆浴場等の割引入浴を利用することができる。
- ひとり暮らし高齢者台帳管理事業
安否確認を目的として、民生児童委員の実態調査に基づき、ひとり暮らし高齢者台帳の登録を受けることができる。
- 在宅ひとり暮らし高齢者安否確認事業（安否確認）
安否確認を目的として、ひとり暮らし高齢者が、週1回、自宅への保健飲料の配付を受けることができる。
- 高年手帳事業
社会参加の促進に役立てるため、緊急時の連絡先等が記載された高年手帳の交付を受けることができる。
- ふれあい会食事業（ふれあい会食）
孤食と閉じこもりを予防するため、70歳以上のひとり暮らし高齢者等が会食会場に集まり、昼食をともにすることで、地域住民との交流を図る。（月2回）

2 1か月あたりの自己負担額と市負担額

事業名		自己負担額（概算）	市負担額（概算）
介護保険法に基づく事業	訪問介護	1,365 円	7,673 円
	通所介護	2,439 円	13,718 円
介護保険法に基づく事業小計		3,804 円	21,391 円
市単独事業	敬老優待乗車証事業	1,760 円	1,600 円
	高齢者ふれあいの里管理運営事業	0 円	2,240 円
	高齢者ふれあい入浴事業	400 円	1,280 円
	ひとり暮らし高齢者台帳管理事業	0 円	20 円
	在宅ひとり暮らし高齢者安否確認事業	0 円	158 円
	高年手帳事業	0 円	69 円
	ふれあい会食事業	800 円	400 円
市単独事業小計		2,960 円	5,767 円
合計		6,764 円	27,158 円

（参考）医療費

医療費については、同じ疾患でも疾患の程度や時期（急性期、慢性期等）によって差異が大きい
ため、後期高齢者医療保険によるモデルAと同分類の疾患の1人あたりの平均医療費に基づく金額
を記載しています。（出典：平成24年度医療給付実態調査（厚生労働省））

疾患名	分類名	自己負担額（概算）	市負担額（概算）
脳梗塞	脳血管疾患	6,127 円	31,434 円
左足麻痺	神経系の疾患	4,650 円	23,852 円
医療費計		10,777 円	55,286 円

モデルB 75歳の女性（要介護4）

- 自宅にてひとり暮らし。パーキンソン症状の進行があり、歩行がとまることや、ベッドからの起き上がりが困難で、膝関節症のため歩行時痛みを伴うことがあるが、最近では状態が安定している。判断力は保たれており、本人は自宅でできるだけひとり暮らしを続けたいと考えている。

1 サービス利用状況

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 8時～9時	訪問介護 8時～9時 通所リハ 10時～15時		訪問介護 8時～9時	訪問介護 8時～9時 通所リハ 10時～15時	訪問介護 8時～9時	訪問介護 8時～9時
午後		訪問介護 17時～18時	訪問介護 17時～18時	訪問リハ 14時～15時	訪問介護 17時～18時	訪問介護 17時～18時	
他の介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊寝台・歩行器の貸与 ○ 短期入所療養介護 月7日の利用 ※ 居住費・食費の軽減制度が別にある 							
市単独事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり暮らし高齢者台帳管理事業 安否確認を目的として、民生児童委員の実態調査に基づき、ひとり暮らし高齢者台帳の登録を受けることができる。 ○ 在宅ひとり暮らし高齢者安否確認事業（安否確認） 安否確認を目的として、ひとり暮らし高齢者が、週1回、自宅への保健飲料の配付を受けることができる。 ○ 在宅寝たきり高齢者外出支援事業 一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者が、通院用のタクシー利用券の交付を受けることができる。 ○ 家族介護継続支援事業 在宅寝たきり高齢者等が介護用品（紙おむつ等）購入用のクーポン券の支給を受けることができる。 ○ 緊急通報システム設置事業 ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、緊急通報受信センターを整備するとともに、対象者は緊急通報発信装置の貸与を受けることができる。 							

2 1か月あたりの自己負担額と市負担額

事業名		自己負担額（概算）	市負担額（概算）
介護保険法に基づく事業	訪問介護	13,131 円	73,848 円
	訪問リハビリテーション	1,910 円	10,743 円
	通所リハビリテーション	5,301 円	29,813 円
	短期入所療養介護	8,849 円	49,775 円
	福祉用具貸与	1,650 円	9,281 円
介護保険法に基づく事業小計		30,841 円	173,460 円
市単独事業	在宅寝たきり高齢者外出支援事業	0 円	2,000 円
	家族介護継続支援事業	0 円	3,260 円
	緊急通報システム設置事業	0 円	542 円
市単独事業小計		0 円	5,802 円
合計		30,841 円	185,064 円

（参考）医療費

医療費については、同じ疾患でも疾患の程度や時期（急性期、慢性期等）によって差異が大きい
ため、後期高齢者医療保険によるモデルBと同分類の疾患の1人あたりの平均医療費に基づく金額
を記載しています。（出典：平成24年度医療給付実態調査（厚生労働省））

疾患名	分類名	自己負担額（概算）	市負担額（概算）
パーキンソン症状	神経系の疾患	4,650 円	23,852 円
膝関節症	筋骨格系及び結合組織の疾患	6,202 円	31,813 円
医療費小計		10,852 円	55,665 円

モデルC 79歳男性（要介護5）

- 本人と妻との高齢者世帯。脳梗塞のため片麻痺と下肢関節に重度の拘縮があり、全介助の状態。妻自身も体力が低下し、何をやるのもしんどいと感じるようになってきている。本人はなるべく自宅で過ごしたいと考えているが、妻に負担をかけることを考えると、施設入所することも考えている。

1 サービス利用状況

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護 9時～10時	訪問介護 9時～11時	訪問介護 9時～11時	訪問介護 9時～11時	訪問看護 9時～10時	訪問介護 10時～11時	
	訪問介護				訪問介護		
午後	10時～11時	訪問入浴介護 14時～15時		訪問看護 13時～14時	10時～11時		
他の介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす・特殊寝台の貸与 ○ 短期入所生活介護 月9日の利用 ※ 居住費・食費の軽減制度が別にあり 							
市単独事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅寝たきり高齢者外出支援事業 一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者に対して、通院用のタクシー利用券の交付を受けることができる。 							

2 1か月あたりの自己負担額と市負担額

事業名		自己負担額（概算）	市負担額（概算）
介護保険法に基づく事業	訪問介護	7,599円	42,737円
	訪問入浴介護	2,571円	14,461円
	訪問看護	5,896円	33,161円
	短期入所生活介護	16,165円	90,918円
	福祉用具貸与	3,800円	21,375円
介護保険法に基づく事業小計		36,031円	202,652円
市単独事業	在宅寝たきり高齢者外出支援事業	0円	2,000円
市単独事業小計		0円	2,000円
合計		36,031円	206,652円

（参考）医療費

医療費については、同じ疾患でも疾患の程度や時期（急性期、慢性期等）によって差異が大きい
ため、後期高齢者医療保険によるモデルCと同分類の疾患の1人あたりの平均医療費に基づく金額
を記載しています。（出典：平成24年度医療給付実態調査（厚生労働省））

疾患名	分類名	自己負担額（概算）	市負担額（概算）
脳梗塞	脳血管疾患	6,127円	31,434円
片麻痺	神経系の疾患	4,650円	23,852円
下肢関節の拘縮	筋骨格系及び結合組織の疾患	6,202円	31,813円
医療費計		16,979円	87,099円